

中原区生涯学習推進会議設置運営要綱

（目的）

第1条 「川崎市生涯学習推進基本計画」及び「中原区生涯学習推進基本計画」に基づき、中原区における生涯学習推進に資するため中原区生涯学習推進会議（以下「区推進会議」という）を設置する。

（所掌事務）

第2条 区推進会議の所掌事務は次の各号のとおりとする。

- (1) 区の生涯学習推進体制の整備に関すること。
- (2) 区の生涯学習事業の連絡調整に関すること。
- (3) 生涯学習の情報交換に関すること。

（組織）

第3条 区推進会議は議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は中原区長をもって充てる。
- 3 副議長は副区長（まちづくり推進部長）をもって充てる。
- 4 委員は別表1に掲げる者をもって充てる。

（会議）

第4条 議長は必要に応じて区推進会議を招集し、主宰する。

- 2 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

（有識者の出席）

第5条 区推進会議は必要があると認めるときは、その会議に委員以外の有識者等の出席を要請し、その意見または説明を聴くことができる。

（実務担当者会議）

第6条 区推進会議が行う事業の推進に向け、区内関係諸機関の実務担当者による生涯 学習推進会議実務担当者会議を置く。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、区推進会議の運営について必要な事項は、議長が副議長と協議して定めるものとする。

（事務局）

第8条 区推進会議の事務は中原区生涯学習支援担当が処理するものとする。

別表 1（第 3 条関係）

◎ 区長

○ 副区長（まちづくり推進部長）

生涯学習支援担当課長

地域振興課長

企画課長

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）学校・地域連携担当課長

中原区保育園長会代表

中原図書館長

平和館長

川崎市とどろきアリーナ館長

（公財）かわさき市民活動センターエリアマネージャー（中原区）

（公財）かわさき市民活動センター市民活動推進課長

（公財）川崎市生涯学習財団事業推進室長

（社福）川崎市中原区社会福祉協議会地域課長

（公財）川崎市国際交流協会交流事業課長

注：◎議長 ○副議長

附則

この要綱は平成 6 年 3 月 1 1 日から施行する。

この改正要綱は平成 7 年 2 月 9 日から施行する。

この改正要綱は平成 7 年 8 月 1 8 日から施行する。

この改正要綱は平成 1 3 年 3 月 1 6 日から施行する。

この改正要綱は平成 2 3 年 3 月 1 日から施行する。

この改正要綱は平成 2 3 年 6 月 1 日から施行する。

この改正要綱は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

この改正要綱は平成 2 5 年 5 月 2 8 日から施行する。

この改正要綱は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

この改正要綱は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

この改正要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。